

石川県公報

平成 25 年 6 月 14 日
第 1 2 6 0 3 号 (金曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		教育委員会	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同)	1	○平成25年度石川県製菓衛生師試験公告 (薬事衛生課)	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 (同)	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	4
○指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	5
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	5
○救急診療所の認定 (同)	2	○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	6
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	6
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3	○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	6
		○博物館の登録事項の変更登録	8

告 示

石川県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1760391035	医療法人社団 勝木会	訪問看護ステーション リハケア芦城 小松市大文字町88番地	平成25年 5月1日	訪問看護
1771300710	株式会社 ワールドステ イ	デイサービスセンター春日和 ののいち 野々市市栗田5丁目391番地1	〃	通所介護

石川県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770700316	株式会社 オールケア サービス	オールケアサービス羽咋 羽咋市大川町2丁目77番地1	平成25年 5月1日	居宅介護支援
1771300728	株式会社 バストラーン	居宅介護支援事業所あゆみ 野々市市新庄5丁目222番地	平成25年 5月9日	〃

石川県告示第271号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1760391035	医療法人社団 勝木会	訪問看護ステーション リハケア芦城 小松市大文字町88番地	平成25年 5月1日	介護予防訪問看護
1771300710	株式会社 ワールドステイ	デイサービスセンター春日和 ののいち 野々市市栗田5丁目391番地1	〃	介護予防通所介護

石川県告示第272号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1752380236	社会福祉法人 陽翠水	陽翠の里 居宅介護支援事業所 能美市緑が丘11丁目77番地	居宅介護支援	平成25年 4月10日

石川県告示第273号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
新 村 病 院	白山市月橋町722番地12	平成25年5月1日	平成28年4月30日

石川県告示第274号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
ののいち白山醫院	野々市市太平寺4丁目45番地	平成25年5月1日	平成28年4月30日

石川県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年6月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
鶴来水島美川線	能美郡川北町字土室戊5番7地先から 能美郡川北町字壺ツ屋12番地先まで	旧	15.50 ~ 30.80	570.0	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	25.80 ~ 40.80	570.0	
草深木呂場美川線	能美郡川北町字壺ツ屋35番地先から 能美郡川北町字壺ツ屋201番地先まで	旧	13.50 ~ 27.10	466.0	〃
		新	14.60 ~ 27.10	466.0	

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 クリーンエネルギーイノベーションの会
- 3 代表者の氏名
西野 俊一
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市湊2丁目120番15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、クリーンエネルギー利用活用の普及に関する事業を行い、エネルギーの面から循環型社会の実現、環境を守る豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ココナ
- 3 代表者の氏名
高田 富治
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市田上本町9の7番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、全ての人に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進し、更に、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成25年政令第119号）第1条の規定による改正前の予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
柴 田 文 恵	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院	平成25年3月31日

平成25年度石川県製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成25年度石川県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 試験の日時
平成25年9月3日（火） 午後1時から午後3時20分まで
- 試験の場所
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎11階会議室
- 出願に関する書類の受付期間
平成25年7月31日（水）から同年8月6日（火）まで。郵送の場合は、同日までの消印があるものを受け付ける。
- 試験要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先
 - 県内（金沢市を除く。）に居住する者
住所地为管轄する保健福祉センター
 - 金沢市又は県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課
- その他
詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
どんたく津幡店
河北郡津幡町字横浜へ66番ほか14筆
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成25年2月5日
- 市町村の意見の概要
市町村名 津幡町
意見の概要
 - 騒音の発生に係る事項
周囲の生活環境に配慮し、騒音に関する苦情等が発生した場合は、町生活環境課と協議の上、速やかに適切な対応をとること。
 - 廃棄物に係る事項
事業系一般廃棄物は適切に分別し、可燃ごみに不燃ごみが混入するなど、処理に支障が出ることをないよう注意すること。
- 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年6月14日から同年7月16日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	村 隆 一	河北郡津幡町字清水イ143番地	平成21年8月30日
〃	北 良 久	金沢市宮保町イ4番地	平成25年5月16日
〃	小 村 信 一	〃 松島3丁目120番地	〃
〃	本 誠 一	〃 疋田町口102番地2	〃
〃	南 哲 志	〃 西金沢3丁目547番地	〃
〃	澤 本 正 一	かほく市内日角ハの8番地	〃
〃	油 野 和 一 郎	〃 白尾リ41番地	〃
〃	喜 綿 雅 之	〃 大崎ル1番地	〃
〃	矢 田 富 郎	河北郡津幡町字庄ウ41番地	〃
〃	河 原 正 一	〃 字能瀬カ14番地	〃
〃	宮 崎 雅 彦	〃 字川尻ヨ145番地	〃
〃	松 本 秋 一	〃 字南中条7号11番地	〃
〃	竹 元 勝	〃 字大畠ワ35番地	〃
〃	川 村 秀 行	〃 字川尻カ239番地	〃
〃	山 本 正 樹	河北郡内灘町字湖西341番地	〃
〃	八 十 出 泰 成	〃 字大根布3丁目137番地	〃
〃	北 繁	〃 字室イ38番地6	〃
〃	本 出 裕 武	〃 字大根布5丁目288番地	〃
監 事	荒 井 正 弘	金沢市粟崎町4丁目62番地	〃
〃	今 枝 祐 徹	かほく市宇野気リ222番地5	〃
〃	林 外 美 雄	河北郡津幡町字太田ほ222番地1	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	北 良 久	金沢市宮保町イ4番地	平成25年5月17日
〃	山 田 一 二	〃 住吉町ホ129番地	〃
〃	南 幸 一	〃 南新保町イ12番地	〃
〃	藤 田 明 夫	〃 木越1丁目284番地	〃
〃	南 哲 志	〃 西金沢3丁目547番地	〃

〃	中 村 修 一	かほく市大崎2字19番地	〃
〃	瀬 戸 一 孝	〃 若緑239番地1	〃
〃	中 村 一 郎	〃 内日角ニ128番地1	〃
〃	焼 田 宏 明	河北郡津幡町字庄へ36番地2	〃
〃	河 原 正 一	〃 字能瀬カ14番地	〃
〃	竹 本 信 幸	〃 字清水イ72番地	〃
〃	松 本 秋 一	〃 字南中条7号11番地	〃
〃	竹 元 勝	〃 字大畠ワ35番地	〃
〃	川 村 秀 行	〃 字川尻カ239番地	〃
〃	山 本 正 樹	河北郡内灘町字湖西341番地	〃
〃	長 丸 一 平	〃 字大清台45番地	〃
〃	北 繁	〃 字室イ38番地6	〃
〃	夷 藤 満	〃 字向粟崎2丁目211番地	〃
監 事	北 川 浩 一	金沢市大場町東92番地	〃
〃	今 枝 祐 徹	かほく市宇野気リ222番地5	〃
〃	林 外 美 雄	河北郡津幡町字太田ほ222番地1	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
手取川七ヶ用水土地改良区	平成25年6月5日
宮竹用水土地改良区	〃

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成25年6月17日から同年7月16日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 （面的集積型）	西三階地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

平成25年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

(1) 業務名

第13回 J B C 競走広報業務

(2) 業務の内容

平成25年11月4日（月）、金沢競馬場において開催する第13回 J B C 競走の集客及び売得額の一層の向上を図るための効果的かつ効率的な広告媒体の活用、イベント及びファンサービスの実施並びにこれらに附帯する業務

(3) 契約期間

契約締結の日から平成25年11月29日（金）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告やイベント、ファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ。）である者

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 広告媒体の効果的な活用

イ イベント及びファンサービスの効果的な企画の実施

ウ 来賓の接遇

エ 運営組織及び執行体制のあり方

オ 経費積算の妥当性

3 募集要項の交付

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

平成25年6月14日（金）から同月24日（月）午後5時まで

4 企画提案書の提出

(1) 提出先

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 提出期限

平成25年7月8日(月)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする)。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、平成25年7月中旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、県と当該企画提案の提案者とが提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、契約を締結するものとし、このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、平成25年6月24日(月)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は電子メールによる提出により行うこと。

(2) 企画提案書等の作成及び5のプレゼンテーションへの出席に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は返却しないものとする。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第13号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第2項の規定に基づき、次の博物館の登録事項の変更登録をした。

平成25年6月14日

石 川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第32号	
設置者の名称	変更前	財団法人無限庵
	変更後	公益財団法人前端文化振興財団無限庵
博物館の名称	無限庵	
博物館の所在地	加賀市山中温泉下谷町口6番地	